

第3章 計画の基本的な考え方

I 計画の基本的な考え方

(1) 第3期計画の考え方

第3期計画のキーワード

キーワードは「情報提供」と「連携」

第2期計画で実施した各種調査結果から継続して取り組むべき課題が見受けられました。その中から、自助、互助、共助、公助による地域福祉の推進を実現するための「情報提供」、情報提供を行った上での「連携」がキーワードとしてあげられました。



策定の基本視点

「みつける」 今後の人口減少や少子高齢化の進行によって、地域の状況はますます複雑化していきます。まずは地域に住む人々がどのようなことに困っているのか、そして、どのような活動が地域で展開されているのかを知ることが重要で、そのためには、「地域の身近な課題や支援を必要としている人を見つける」、「活用すべき地域資源や社会資源を見つける」といった視点が必要です。

「つなげる」 核家族化の進行やひとり暮らし高齢者世帯の増加は、社会的に孤立しやすい環境をうみ、身近に相談できる人がいない、相談場所を知らないことで不安感を増しています。こうした状況の中、地域の身近なところで相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制の整備や、多様なサービスそれぞれが十分な連携を図ることが重要で、「必要なサービスを必要な人や家庭につなげる」「多様なサービス同士をつなげる」といった視点が必要です。

「支え合う」 「みつけて」「つながった」地域の輪が広がっていく中で、主体的な住民参加、世代間・地域間の見守りや交流が進み、住民・各種活動団体・行政が対等な立場で支え合いを推進していくことが必要とされており、「自助・互助・共助・公助によって地域を支え合う」といった視点が必要です。

(2) 地域社会の情勢

1 多様化・複雑化する地域生活課題に対応する包括的な相談・支援体制づくり

地域社会の問題について、アンケート結果では、ひとり親家庭の自立支援のための地域のつながり、DV被害を防ぐ地域のつながり、ホームレスの問題を社会全体で考えること、再犯防止のための支援に関する問題意識の低さなどが挙げられています。

また、行政に身近な場所で相談できる窓口を増やすことが期待されており、住民のニーズにそった相談利用を促進するため、制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決する制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスを一体的に提供できるよう、包括的な相談支援体制の整備・充実に努める必要があります。

地区別懇談会での意見では、高齢者や若者の地域からの孤立やひきこもり（閉じこもり）、地域のつながりの希薄化問題が挙げられています。

一人暮らし高齢者、要介護等認定者、障害者手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人の増加、子育てと介護が同時に必要な世帯や高齢の親と障がいのある子どもの世帯などへの支援が必要となるなど、生活課題が多様化・複雑化していき、こうした社会環境が変化する中で顕在化してきた各種問題に包括的に対応する身近な地域における支え合い体制の充実に努められています。

2 地域共生社会構築のネットワークづくり

ボランティア活動への参加について、アンケート結果では、年に数回あるかないかとごく僅かとなり、ボランティア活動に参加する条件としては、時間や経済的なゆとり、自分の健康等が挙げられています。

今治市に住み続けたい人が8割以上を占める中、日常生活の不安に、自分や家族の介護、自分の健康状態、日常の外出が挙げられており、自分らしく住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他さまざまな事情から福祉サービスが必要となるすべての人が、これまでつくりあげてきた家族、友人等との関係を保ち、社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できる、相互扶助による支え合いの「地域社会」をつくることが望まれています。

また、地域住民や専門職、さまざまな活動を行う担い手等の地域福祉活動への参加を促進するとともに、高齢者や障がい者の積極的な社会参画を通じて、「支援をする人」と「支援を受ける人」を固定化するのではなく、誰もが、時には助け、時には助けられる、地域社会における「共生」の実現に向けた取組が重要です。

3 福祉サービスの提供体制の充実

団体アンケートでは、活動を行う上で困っていることについて、支援を必要とする人の情報を得にくいという回答が最も多くなっています。

また、福祉サービスの利用者は、サービスに不満があっても直接事業者に伝えにくいことや相談先が分からないことがあります。

そのため、利用促進のための情報提供や苦情相談窓口の周知を図るとともに、寄せられた苦情などを基に、事業者がサービスを改善していく仕組みを充実させていくことが必要です。

そして、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、本人の希望や状況に応じた福祉サービス等を利用するための相談窓口を整えるなど、適切に利用できる環境づくりが必要です。また、高齢や障がいがあること等で判断能力が低下した場合でも、権利が保護される体制の充実や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する「成年後見制度」の適正な利用を促進していく必要があります。

4 見守りの強化

ご近所の見守りについて、アンケート結果では、近所で困っている世帯があれば、安否の声かけ、相談相手ができるという意見が挙がっています。一人暮らしの高齢者などは、買い物代行や電球交換などのちょっとした支援が必要なことがありますが、住民同士の関係の希薄化により、こうした頼みごともしづらくなっています。

また、近年はひきこもり、生活困窮、自殺、ダブルケア^{※1}、8050問題^{※2}など、誰にも相談できずに問題を抱え込み、事態が深刻化するケースもあります。こうした事態への対応は、早期発見・支援が重要となるため、地域住民や関係機関で見守りの強化に努めていく必要があります。そして、相談や通報などを早い段階で行うように周知するとともに、関係機関と連携した迅速な対応、支援を図っていく必要があります。

※1 ダブルケア：同時期に介護と子育ての両面に直面する問題のことです。

※2 8050問題：50代のひきこもりの子を80代の親が養い、生活困窮や社会的に孤立する問題のことです。

5 災害への対応

日常生活が不自由になった際に近所の人に手助けして欲しい事について、アンケート結果では、安否の声かけ、災害時の避難支援が最も多い回答になっています。

地区別懇談会での意見では、災害への体制づくりができたことで不安が減っている意見が挙げられています。しかし、支える側の高齢化が進んでいる問題も挙げられています。

各家庭や地域において、災害への備えの充実を図るとともに、災害時に支援を必要とする人の把握と、支援体制の整備が必要となります。

また、防災訓練など、地域での防災活動の周知を図り、高齢者や障がい者を含めた地域で暮らすより多くの住民の参加を促し、災害に備えた地域防災力の強化、支援を必要とする方への支援など、行政と地域が一体となり、自助、互助、共助、公助の取組を図っていく必要があります。

6 ボランティア育成

地区別懇談会での意見では、地域の担い手が不足していることや若い人がいないことで地域活動が固定化している、参加者が少なくなり老人クラブがなくなった、清掃活動の参加者が少ない、消防団の定員割れ等の地域活動の低下に関する意見が挙げられています。

世代等に捉われない新たな担い手の発掘を行う必要があります。今後、充実した地域社会を築くためには、地域社会を支える担い手づくりは欠かせません。あらゆる世代に対しての地域福祉活動やボランティア活動の参加の促進、生涯にわたる福祉意識の普及も必要となります。また、福祉の担い手を限定せず、民間事業者やNPO等、多様な組織の福祉活動の参画も重要です。

2 基本理念

つながりと支え合いのある 安心して暮らすことのできるまち

この基本理念は、本市の住民同士のつながりを強化し、新たな支え合いの輪をつくることにより、年齢や障がいの有無、居住する地域に関係なく安心して暮らすことができるまちを、住民・地域・行政がともに築いていこうという思いを込めて第1期計画で決定し、第2期計画に継承したものです。

その中で、平成30年4月には、社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定にあたって取り組むべき事項が追加されています。こうした法改正や、福祉を取り巻く状況の変化を受け、地域福祉推進に向けて、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、共に支え合いながら、安心して暮らすことができるよう住民の地域福祉活動への参加や各種環境づくりを進めながら住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが重要です。

本計画でもこの基本理念を踏襲し、更なる地域の連携強化や誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて取り組みます。

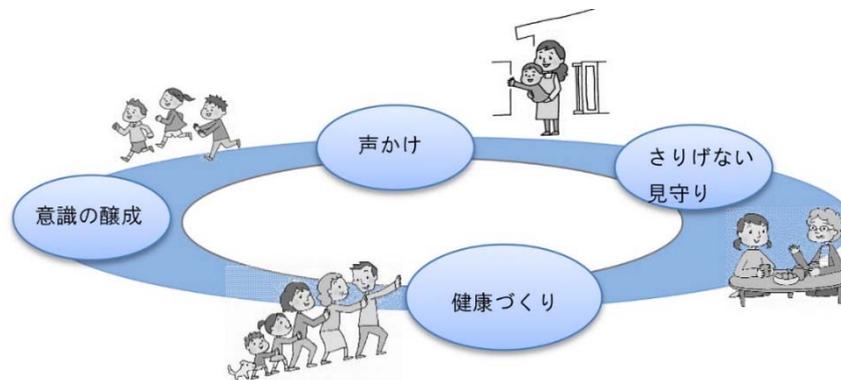
3 基本目標

(1) 基本目標1 住民として、みんなで参加しよう

【住民の参加を促す】

⇒地域福祉の意識醸成、地域活動参加へのきっかけづくり

地方分権が進む中で、福祉活動をはじめとしたまちづくりへの住民参画は、必要不可欠なものとなっています。地域での活動を活発にするため、地域住民一人ひとりが、地域福祉への関心を高め、身近な地域でできることから参加しようという住民の意識づくりを推進します。

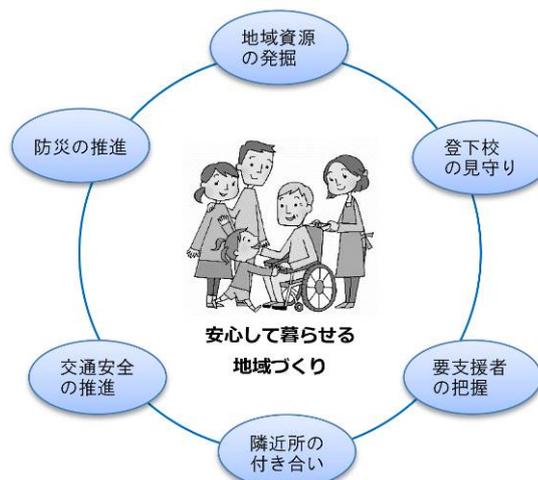


(2) 基本目標2 支え合える地域をつくろう

【地域づくり】

⇒地域での関係希薄化の解消、互助のための地域力向上

支え合える地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした地域の中での交流が活発であることや、住民同士がお互いに理解を深め、課題を見つけ、解決に向けた取組を行うことが重要です。そのため、日ごろから地域での支え合いや見守りの体制づくりに取り組みます。

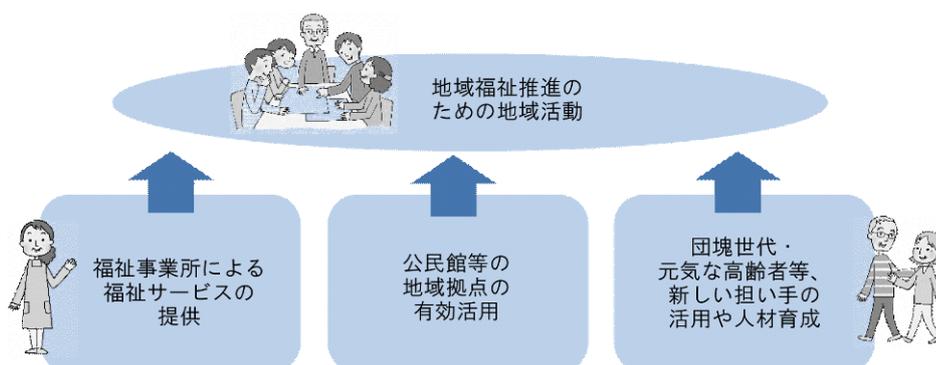


(3) 基本目標3 地域の環境を整えよう

【地域づくりを支える環境づくり】

⇒人材不足解消、地域福祉のための場づくり

個人や団体で解決できないことも、住民・地域・行政が地域福祉推進の担い手としての共通認識を持ち、連携して対応することで、より充実した支援や解決に向かうことができます。そのためには、福祉活動の拠点づくりやアクティブシニア等の新たな人材を視野に入れた地域で中心となって活躍できる人材育成等、地域づくりを支える環境づくりを推進します。

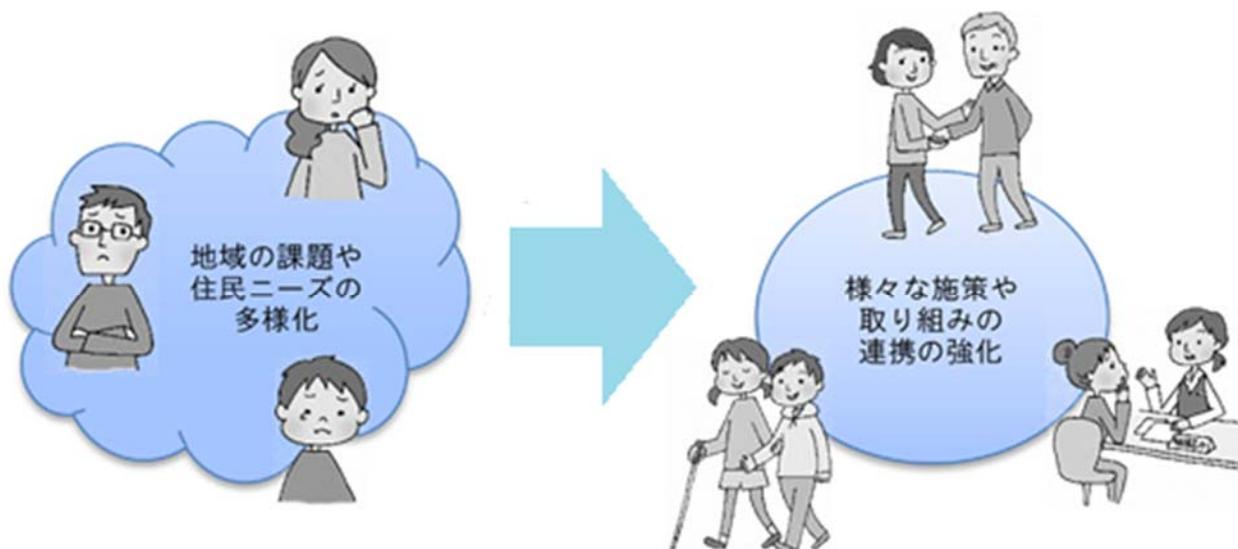


(4) 基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう

【暮らしを支える】

⇒共助・公助の連携強化、総合的な支援体制

多様化した住民ニーズに対応すべく、福祉の制度やサービスは年々複雑化しています。また近年、生活保護や他の制度の受給対象とならない、制度の「狭間」にあたる人たちの増加が顕著になっています。誰もが安心して暮らせるまちにするために、権利擁護制度や相談支援事業等、暮らしを支援する制度の充実を図ります。



4 計画の体系図

基本視点

みつける

つなげる

支え合う

基本理念

つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち

基本目標

施策の方向

基本目標1
住民として、
みんなで参加しよう



- (1) 地域活動参加のきっかけづくり
- (2) 地域の見守り体制づくり
- (3) 住民同士・住民と地域の支え合いづくり
- (4) 福祉に対する意識の醸成
- (5) 健康づくり・介護予防の推進

基本目標2
支え合える地域をつくろう



- (1) 安全・安心な地域づくり
- (2) 地域防災の体制づくり
- (3) 地域で支え合う仕組みづくり
- (4) 災害時に備えた要支援者の支援体制づくり

基本目標3
地域の環境を整えよう



- (1) 地域活動推進のための環境づくり
- (2) 地域福祉を担う人材育成
- (3) ボランティア・市民活動の充実

基本目標4
安心して暮らせる
まちにしよう



- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり
- (3) 連携の仕組みづくり
- (4) 支援が必要な人への対策
- (5) 権利擁護活動の推進
- (6) 住みやすい環境の整備